

徳島県告示第六百七十八号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項ただし書の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新する。

令和三年十月二十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

鳥獣保護区 の名称	区 域	面積	存続期間	指定区分	指定目的
石井・月ノ 宮鳥獣保護 区	<p>名西郡石井町石井字尼寺の一般国道一九二号と町道尼寺一号線との交点を起点とし、同所から同町道を南東に進み県道神山国府線との交点に至り、同所から同県道を南及び西に進み徳島市と神山町との境界線に至り、同所から同境界線の稜線を北東に進み神山町と石井町との境界線に至り、同所から同境界線の稜線を北西に進み標高二〇八メートルの地点に至り、同所から稜線を北東に下りNTTドコモ中継所に至り、同所から歩道を北東に進み童字寺山門に至り、同所から町道城ノ内二二号及び三一号の各線を経て県道石井神山線との交点に至り、同所から町道城ノ内六〇号、六二号、七〇号、七四号及び町道石井一六四号の各線を経て町道石井二四三号線との交点に至り、同所から同町道を南に進み町道石井二〇八号線との分岐点に至り、同所から町道石井二〇八号、二四五号、一九七号、一九六号、一九五号及び二二二号の各線を経て徳島大学生物資源産業学部農場に至り、同所から町道石井二八号、二九号、一号、一四号及び五九号の各線を経て本条橋に至り、同所から渡内川を下り渡内橋に至り、同所から一般国道一九二号を東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域</p>	六五六ヘクタール	令和三年十一月一日から令和十三年十月三十一日まで	身近な鳥獣生息地	<p>この区域は、シイ・カシ類を中心とした照葉樹林の植生が広がっており、野生鳥獣の生息地となっている。</p> <p>また、鳥獣保護区特別保護地区である徳島県野鳥の森（二一ヘクタール）が含まれており、徳島市中心部からも近く、県民の保健休養や教育の場として活用されている。</p> <p>今後とも石井町や徳島市近郊の数少ない野生鳥獣の生息地として保護するため、鳥獣保護区としての存続期間を更新する。</p>

<p>南川鳥獣保護区</p>	<p>那賀郡那賀町和食郷字南川五九〇番一、五九〇番二、五九〇番四六、五九〇番四八及び五九〇番五一から五九〇番六一までの徳島県有林の全域</p>	<p>六三ヘクタール</p>	<p>同</p>	<p>身近な鳥獣生息地</p>	<p>この区域は、那賀町東部にあり、スギ植林地で間伐された若齢から壮齢のスギが生育し下層植生が見られる。また、車道沿いには溪流が流れており生育環境に極めて適していることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の環境の保全を図る。</p>
<p>高城山鳥獣保護区</p>	<p>美馬市の高城山三角点標高一、六二七・九メートルを起点とし、同所から美馬市と那賀町との境界線の稜線を西に約二、二〇〇メートル進み通称唐戸谷ノ瀬に至り、同所から同谷を下り通称川原谷魚止りに至り、同所から川原谷を上り川原谷出合いに至り、同所から稜線（通称北之屋根）を北東に進み美馬市と神山町との境界線に至り、同所から同境界線の稜線を北東に進み美馬市と那賀町との境界線に至り、同所から同境界線の稜線を南東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域並びに那賀町所在国有林徳島事業区中（釜ヶ谷国有林）一〇〇、一〇一、一〇二及び一〇三の各林班の区域</p>	<p>六一五ヘクタール</p>	<p>同</p>	<p>森林鳥獣生息地</p>	<p>この区域は、美馬市木屋平の南東部で、高城山（標高一、六二七・九メートル）の北西斜面に広がる区域と、那賀町（旧木沢村）の北部で、釜ヶ谷国有林のうち地藏谷の中流から上流にかけての区域に位置し、植生は、クリ、ミズナラ群落を中心として、スズタケ、ブナ群落、コナラ群落及びスギの人工林で構成されており、鳥獣の生息環境としては良好な条件である。当該区域は鳥獣の生息のために重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区に指定し、野生鳥獣の保護育成を図る。</p>